

京都府キンボールスポーツ連盟
講習会指導者等派遣規則

(目的)

第1条 この規則は、京都府内におけるキンボールスポーツの普及及び技術向上を図ることを目的とする。

(派遣の範囲)

第2条 派遣の範囲は次のとおりとする。

- (1) 京都府内で開催される講習会等
- (2) その他会長が特に必要と認めた事業

(派遣等の内容)

第3条 派遣等の内容

- (1) 用具のみの借用
- (2) 指導者の派遣等

(経費)

第4条 事業実施に係る費用は下記のとおりとする。

	費用	備考
①用具のみ	3,000円	送料は除く
②指導者(2名)	5,000円以上	指導者1名も同額とする。

- ※ 指導者2名は参加人員30名程度とする。
- ※ 指導者1名追加派遣ごとに1,000円を加算する。
- ※ 道具の破損については、別途自己負担とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

この規則は、総会にて承認を受けた日より施行する。